

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(規程)</p> <p>第4条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(保育所の設備の基準)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 保育室等を3階以上に設ける建物に係る条例第42条第8号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">階</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4階</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">以上</td> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	階	区 分	施設又は設備	[略]			4階	[略]		以上	避難用		<p>(規程)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>2 条例第16条第2項の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 施設の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 提供する保育の内容</u></p> <p><u>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(4) 保育を提供する日及び時間並びに提供しない日</u></p> <p><u>(5) 保護者に支払を求める費用の種類及びその額並びに支払を求める理由</u></p> <p><u>(6) 乳児、満3歳未満の幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p><u>(7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用についての留意事項</u></p> <p><u>(8) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(9) 非常災害対策</u></p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項</u></p> <p>(保育所の設備の基準)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 保育室等を3階以上に設ける建物に係る条例第42条第8号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">階</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4階</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">以上</td> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td style="text-align: center;"><u>1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1</u></td> </tr> </tbody> </table>	階	区 分	施設又は設備	[略]			4階	[略]		以上	避難用	<u>1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1</u>
階	区 分	施設又は設備																							
[略]																									
4階	[略]																								
以上	避難用																								
階	区 分	施設又は設備																							
[略]																									
4階	[略]																								
以上	避難用	<u>1 建築基準法施行令第123条第1項に定める構造の屋内階段（建築物の1</u>																							

